

息子のブログより ※抜粋 (別紙参照)

- ◆「もっと楽しいことがしたい。もっと健康的に生きたい。何もしたくない。死んでしまいたい。消えてしまいたい。・・・こんな時間には寝れない。もう薬飲んでるんだけどね。」(2004.09.23 23:29)
- ◆「今日もふつーに23時までお仕事してきました。・・・でもなんかさすがに本格的に疲れてきたな・・・土曜は病院で、日曜は情報処理試験ですよ」(2004.10.13 23:56)
- ◆「とりあえず今のところ自殺はしないですけどね。・・・母子家庭で一人っ子な私が自殺してしまうと余りにも残酷ですからね。・・・」(2005.01.23 18:26).
- ◆「・・・ふつーに働いて、ふつーに貯金して、ふつーに遊びに行って(これは出来てるか)、ふつーに彼女作ろうと努力して、ふつーに買い物行ったりして、全てひっくるめて、ふつーに生活をしたいものです。」(2005.03.24 12:29)
- ◆「生と死の意味・・・今の状態が本当に・・・嫌になった時、俺は死を選ぶと思う・・・」(2005.4.12 16:35)
- ◆「希死衝動 これから先が何も見えません。・・・4年間も何をしてたんだろう、これからこのまま抑えきれない矛盾のまま生きていく事は死ぬより辛いと思います。死にはしませんが。」(2005.04.25 07:58)
- ◆「『死』ではなく『生きていくのが無理』という闇が心を支配します。」(2005.05.07 19:38)
- ◆「・・・日本人って何でこんなに働くのでしょうかーかね。」(2005.12.16 07:55)
- ◆「鬱っぽい事。・・・自分には存在価値が無い。これがどれほど痛いことなのか。これから先それと仲良く生きていける自信が全くありません。・・・」(2006.01.10 19:25)
- ◆「体調がおかしい。・・・復帰して数ヶ月、ここが一つのやまなんですかね。今の仕事どう考えても一人じゃ辛いんですよね。もう少しリハビリ期間として優しい扱いを受けたいものです。・・・ぶっちゃけあと誰か一人今の仕事に人員を入れて欲しい。・・・手を抜きたいのですがスケジュール的にもそんな余裕も無く。自分で言うのもなんですがある程度は期待されているのでそれに応えたいとは思っていますが、・・・何かこれまでで一番危なっかしい気がします。(2006.01.23 20:04)0

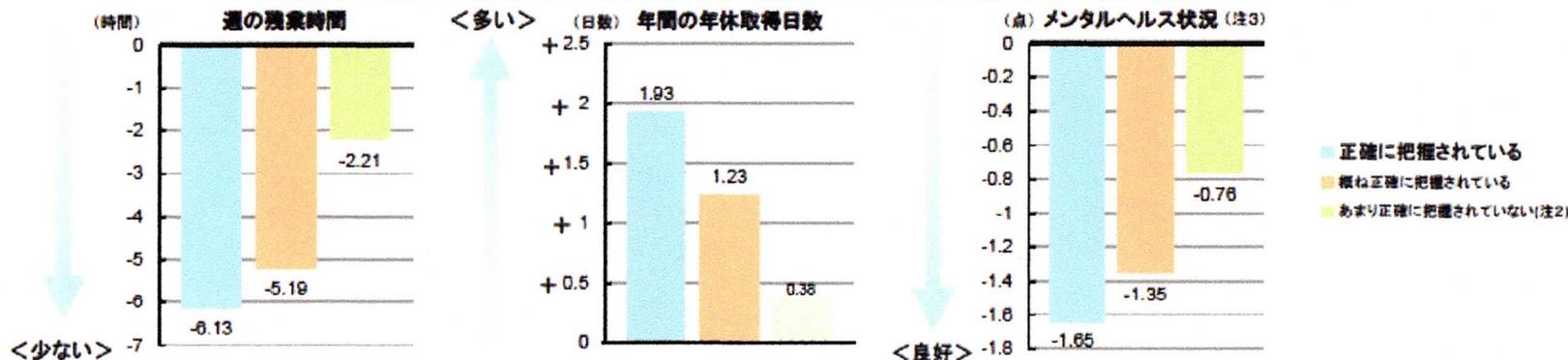
過労死等防止法に基づく調査より（厚労省資料抜粋）

過労死等の労働・社会分野の調査・分析（平成28年度^⑭）

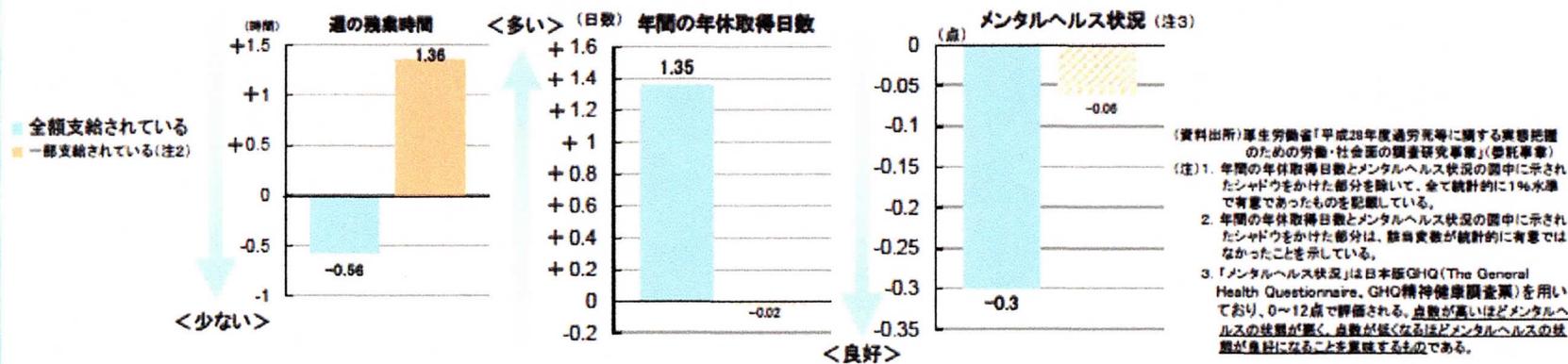
分析結果（その1）～「労働時間の正確性」、「残業手当の支給の有無」が及ぼす影響～

➤『労働時間を正確に把握すること』及び『残業手当を全額支給すること』が、「残業時間の減少」、「年休取得日数の増加」、「メンタルヘルスの状態の良好化」に資すること。
が示唆される。

第1図 労働時間把握の正確性が与える影響度【「正確に把握されていない」を0(基準)とした場合】(注1)



第2図 残業手当の支給の有無が与える影響度【「支給されていない」を0(基準)とした場合】(注1)



(資料出所)厚生労働省「平成28年度過労死等に関する実態把握のための労働・社会面の調査研究事業」(委託事業)
 (注)1. 年間の年休取得日数とメンタルヘルス状況の両方に示されたシャドウをかけた部分を除いて、全て統計的に1%水準で有意であったものを記載している。
 2. 年間の年休取得日数とメンタルヘルス状況の両方に示されたシャドウをかけた部分は、該当数値が統計的に有意ではなかったことを示している。
 3. 「メンタルヘルス状況」は日本版GHQ(The General Health Questionnaire, GHQ精神健康調査票)を用いており、0～12点で評価される。点数が高いほどメンタルヘルスの状態が悪く、点数が低くなるほどメンタルヘルスの状態が良好になることを意味するものである。

労働時間集計表 平成15年6月13日～7月12日

月	日	曜日	労働時間 (始業～終業)	一日の			備考	総労働	時間外	
				拘束時間数	労働時間数	休憩時間数		時間数	労働時間数	
7	/	12	(土)	10:55～21:00	10:05	8:45	1:20	休日勤	①	③=①-40
7	/	11	(金)	8:33～0:52	16:19	14:29	1:50			
7	/	10	(木)	8:42～0:38	15:56	14:06	1:50			
7	/	9	(水)	9:00～22:57	13:57	12:07	1:50			
7	/	8	(火)	8:48～21:55	13:07	11:47	1:20			
7	/	7	(月)	8:57～5:20	20:23	17:53	2:30			
7	/	6	(日)	～	0:00	0:00		休日	79:07	39:07
7	/	5	(土)	13:30～0:58	11:28	10:28	1:00	休日勤	②	⑦=②-40
7	/	4	(金)	8:51～0:42	15:51	14:01	1:50			
7	/	3	(木)	12:46～0:43	11:57	10:57	1:00	前休		
7	/	2	(水)	8:51～1:46	16:55	15:05	1:50			
7	/	1	(火)	8:57～22:04	13:07	11:47	1:20			
6	/	30	(月)	8:52～23:25	14:33	12:43	1:50			
6	/	29	(日)	～	0:00	0:00		休日	75:01	35:01
6	/	28	(土)	～	0:00	0:00		休日	③	⑤=③-40
6	/	27	(金)	12:47～0:04	11:17	10:17	1:00	前休		
6	/	26	(木)	8:51～19:52	11:01	10:11	0:50			
6	/	25	(水)	12:39～23:08	10:29	9:29	1:00	前休		
6	/	24	(火)	8:51～1:12	16:21	14:31	1:50			
6	/	23	(月)	8:50～23:57	15:07	13:17	1:50			
6	/	22	(日)	～	0:00	0:00		休日	57:45	17:45
6	/	21	(土)	13:54～18:42	4:48	4:18	0:30	休日勤	④	⑨=④-40
6	/	20	(金)	8:52～0:17	15:25	13:35	1:50			
6	/	19	(木)	12:48～0:21	11:33	10:33	1:00	前休		
6	/	18	(水)	8:53～0:04	15:11	13:21	1:50			
6	/	17	(火)	8:50～23:53	15:03	13:13	1:50			
6	/	16	(月)	8:51～21:30	12:39	11:19	1:20			
6	/	15	(日)	～	0:00	0:00		休日	66:19	26:19
6	/	14	(土)	11:05～18:51	7:46	6:26	1:20	休日勤	⑤	X=8:00
6	/	13	(金)	8:52～22:31	13:39	12:19	1:20		18:45	10:45
合計					拘束時間数 333:57	就労日数 25	一日平均労働時間 11:52	①～⑤ 296:57	⑥～⑩ 128:57	

139点
↓
150R以上